

都 市 防 災 委 員 会
資 料

令和2年2月20日

危 機 管 理 室

目 次

I 報 告	新型コロナウイルス対策について	・・・ 1
-------	-----------------	-------

I 報 告 新型コロナウイルス対策について

1 発生状況（2月17日現在）厚生労働省資料

- ・中国においては、70,615人（死亡1,771人）ほか26か国・地域で812人（死亡4人）
- ・日本においては、59人（死亡1人）、このほか横浜のクルーズ船454人（死亡0人）

2 国等の動向

- ・1月28日 国は、新型コロナウイルスを指定感染症（2類感染症相当）に指定し、2月1日施行
- ・1月30日 国は、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- ・1月30日 WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」宣言
- ・2月1日 日本到着時前14日以内に中華人民共和国湖北省における滞在歴がある外国人、中華人民共和国湖北省発行の中国旅券を所持する外国人の入国拒否
- ・2月13日 入国拒否の対象地域に浙江省を追加
- ・2月17日 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安を発表、及び検査の対象者を拡大

3 庁内連絡会の開催

- ・1月16日以降随時、危機管理室・関係部局による連絡調整会議（6回開催）
メンバー：危機管理室、市長室（国際課・広報課）、保健福祉局、港湾局、経済観光局、消防局、行財政局、市民参画推進局、こども家庭局、教育委員会
- ・1月29日 第1回局室区長連絡会「新型コロナウイルス関連肺炎 情報連絡会」にて状況報告
- ・2月14日 第2回局室区長連絡会

4 本市の対応

（1）市民への情報提供

① 記者資料提供

- ・1月31日 健康相談土日祝日電話相談窓口開設
- ・2月5日 帰国者・接触者相談センターの設置

② 神戸市ホームページ（トップページ）1月16日～

③ 神戸市感染症統合情報システム（感染症に特化したホームページ） 1月7日～

（2）相談窓口

① 一般健康相談窓口

市民からの一般的な健康相談を受ける窓口

- ・各保健センター・保健所予防衛生課（平日 8:45～17:15）

- ・専用健康相談窓口（土日祝 9:00～17:30） 2月1日～
（24時間に拡充） 2月20日～
- ・総合コールセンター（毎日 8:00～21:00） 1月29日～

② 帰国者・接触者相談センター（24時間）、2月6日～

発熱や呼吸器症状があり、感染の疑いがあると思われる方の相談窓口。該当する方は、帰国者・接触者専用外来を案内。

健康等数相談件数（1月27日～2月17日） 主な相談者：市民、医療機関、企業等

相談窓口	件数
① 各保健センター、保健所予防衛生課 専用健康相談窓口（2月1日～）	906
② 帰国者・接触者相談センター（2月6日～）	94
計	1000

③ 新型コロナウイルスに関する経営等相談窓口の設置 1月31日～

新型コロナウイルスの流行により影響を受ける恐れがある中小企業・小規模事業所からの相談窓口の設置。

- ・神戸市産業振興センター1階「ひょうご・神戸経営相談センター」
- ・平日午前9時～午後5時

経営等相談件数（1月31日～2月17日）

相談窓口	件数
ひょうご・神戸経営相談センター	7

(3) 医療体制

1月7日以降随時、神戸市医師会や中央市民病院等と診療体制について協議。

患者の居住地・渡航歴や症状に応じ、診療所・病院・感染症指定医療機関での診療体制の維持確保。

(4) 検査体制

① 検査方針

国が定めた感染が疑われる患者の要件に基づき、医療機関の感染症専門医や主治医の意見を聞きながら保健所が判断し、必要な検査を実施。

② 検査機関

神戸市環境保健研究所において検査体制整備 1月30日～

【参考】

○指定感染症

既に知られている感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）であって、感染症法上の規定の全部又は一部を準用しなければ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。過去には、SARS、MARSなどが指定された。

指定することにより、一類から三類感染症に準じた対応が可能となり、入院の勧告や医療費の公費負担、就業規制、積極的疫学調査などが可能となる。

新型コロナウイルス感染症は、二類感染症に準じた対応となっている。

○感染症指定医療機関

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関が感染法上規定されており、患者の感染症の種類に応じて、それぞれ入院させる医療機関を厚生労働大臣あるいは都道府県知事が指定した病院等をいう。

○コロナウイルス

人や動物の間で広く感染症を引き起こすウイルス。人に感染症を引き起こすものはこれまで6種類が知られているが、深刻な呼吸器疾患を引き起こすことがある SARS-CoV（重症急性呼吸器症候群コロナウイルス）と MERS-CoV（中東呼吸器症候群コロナウイルス）以外は、風邪の 10～15%（流行期 35%）の原因とされており、感染しても通常の風邪などの重度でない症状にとどまる。

○新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染が疑われる要件

（2月4日付厚生労働省通知及び2月12日付厚生労働省事務連絡）

- （ア）発熱または呼吸器症状を有し、新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と濃厚接触歴のある方
- （イ）37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航または居住していた方
- （ウ）37.5度以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航または居住していた方と濃厚接触歴がある方
- （エ）発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要した方

○検査対象者について（2月17日付厚生労働省事務連絡）

これまで行われてきた疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下のいずれかに該当する者についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる者（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者

※濃厚接触とは

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ② 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可能性が高いもの